

諮問第428号
令和8年4月10日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂 展人

東京都市計画地区計画の決定について
(下高井戸駅周辺地区) (諮問)

都市計画法第19条第1項の規定により、東京都市計画地区計画の決定（下高井戸駅周辺地区）について諮問します。

東京都市計画地区計画の決定（世田谷区決定）

都市計画下高井戸駅周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	下高井戸駅周辺地区地区計画
位 置 ※	世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内
面 積 ※	約7.9ha
地区計画の目標	<p>本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。地区内には、3階建て以下の建物が多く、旧耐震基準の建物も複数残っており、また、6m未満の道路が多いことから、土地利用及び防災面における課題がある。</p> <p>地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画都市高速鉄道第10号線付属街路第9、10、11及び17号線、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第128号線（以下「補助128号線」という。）並びに駅前広場の整備など、各事業が進められている。</p> <p>「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、本地区について「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するほか、北沢地域のアクションエリアの方針において「下高井戸駅周辺地区」に位置づけ、京王電鉄京王線の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上を図るなどとしている。</p> <p>区では、駅周辺の各都市計画事業等の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）に基づく「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。さらには、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により、まちの情緒やつながりを大切に、暮らしやすい未来を創ることを基本理念とした「みんなでつくる明日のしもたかブック」（令和3年7月）がまとめられ、官民連携の下、街づくりに取り組んでいる。</p> <p>本地区ではこうした特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保及び補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指す。</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の特性に応じて、次のように土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業地区 地域を中心として、活気ある良好な商業環境の創出及び安全で快適な歩行者空間を確保することにより、にぎわいの創出、コミュニティ形成の促進及び駅周辺の回遊性の向上を図る。また、建築物の敷地の統合や合理的な土地利用を促進し、防災性の向上と商店街として一体性のある良好な街並みの形成を図る。 2 近隣商業地区 商業・業務施設の連続性を確保し、活気ある良好な商業環境の創出及び周辺の住宅地に配慮しながら、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、にぎわいの創出とコミュニティ形成の促進を図る。また、合理的な土地利用を促進し、防災性の向上と商店街として一体性のある良好な街並みの形成を図る。 3 沿道商業地区 補助128号線及び駅前広場の整備にあわせ、隣接する商店街とのつながりや安全で快適な歩行者空間及び商業・業務施設の連続性を確保しながら、魅力ある商業地の形成と防災性の向上を図る。 4 幹線道路沿道地区 幹線道路の沿道における土地利用を踏まえ、周辺の街並みと調和した防災性の高い健全な市街地の形成を図る。 5 沿道住宅地区 周辺の住宅地に配慮しつつ、良好な住環境の維持及び防災性を向上し、小規模な店舗・事務所等が立地する沿道の街並みの形成を図る。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅前広場1号については、歩行者が憩い、交流できる滞留空間の創出を図る。 2 駅前広場2号については、タクシー・鉄道等利用者等の乗降や乗換えを円滑化し、交通結節点機能の強化を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>目標とする市街地を適切に誘導するため、次のように建築物等の整備の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業・業務施設の連続性の誘導によるにぎわいの創出及び健全な市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2 土地の細分化を防止することにより市街地の密集を抑制するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 安全で快適な歩行者空間の確保と商店街として一体性のある良好な街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 4 周辺の住環境に配慮し、地域生活拠点としてふさわしい街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 5 周辺の環境と調和した街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 6 みどり豊かでうるおいのある沿道の街並みを形成し、防災性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。

		7 商業地区、近隣商業地区において、安全で快適な歩行者空間の確保及び商店街として一体性のある良好な街並みの形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、「街並み誘導型地区計画」を活用し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の5の5第1項及び第2項の規定に基づく制限の特例を適用する。						
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 計画図3に示す歩行者回遊軸は、京王線連続立体交差事業による高架化に合わせ、駅の南北をつなぐ歩行者ルートとして回遊性及び利便性の向上に寄与するものとする。</p> <p>2 地区内においては下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、グリーンインフラの観点も踏まえた雨水貯留浸透施設の整備を促進する。</p> <p>3 みどり豊かな憩いやうるおいのある街並みの形成を図るため、既存樹木の保全と敷地内の緑化を推進する。</p> <p>4 地域の脱炭素化に向けて、脱炭素地域づくりの視点を踏まえた環境に配慮した街づくりを推進する。</p>						
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名 称			面 積		備 考
		広場	駅前広場1号			約815㎡		新 設
			駅前広場2号			約500㎡		新 設
	地区の区分	名称	商業地区	近隣商業地区	沿道商業地区	幹線道路沿道地区	沿道住宅地区	
		面積	約3.6ha	約3.1ha	約0.5ha	約0.4ha	約0.3ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	次に掲げる建築物は、建築してはならない。						
		<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号(第四号及び第五号は除く。)又は第6項各号及び第9項に該当する営業の用に供するもの</p> <p>2 法別表第二（へ）項第三号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>3 法別表第二（へ）項第五号に規定する倉庫業を営む倉庫</p>				法別表第二（に）項第八号に規定する用途に供するもので床面積の合計が500㎡を超えるもの		
		4 計画図3に示す1号又は2号壁面線に面する建築物の1階部分（1号及び2号壁面線に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	4 計画図3に示す1号壁面線に面する建築物の1階部分（1号壁面線に面する部分に限る。）を住宅等とするもの。ただし、次の各号に定めるも	4 計画図3に示す3号壁面線に面する建築物の1階部分（3号壁面線に面する部分に限る。）を住宅等とするもの。ただし、住宅等の用途に供す	—			

	及びこれらに附属する自動車車庫の用途に供するもの（以下「住宅等」という。）とするもの。ただし、住宅等の用途に供する部分への出入口についてはこの限りでない。	のはこの限りでない。 （１）住宅等の用途に供する部分への出入口 （２）住宅に附属する自動車車庫	る部分への出入口についてはこの限りでない。		
建築物の容積率の最高限度※	1 計画図3に示す1号又は2号壁面線が定められている敷地において建築物の容積率の最高限度は、次の各号に示す式より算出される数値（いずれにも該当する場合は（１）により算出される数値）又は用途地域に関する都市計画により定められた容積率のいずれか小さい方の数値とする。 （１）1号壁面線が定められている敷地： $(W + 1.4) \times 6 / 10$ （２）2号壁面線が定められている敷地： $(W + 1) \times 6 / 10$ （W：容積率算定時における道路幅員（m））		—	—	—
建築物の敷地面積の最低限度	50m ² ただし、公衆便所、巡査派出所、その他公益上必要な建築物の場合については、この限りでない。				—
壁面の位置の制限	1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に附属する門若しくは塀の面は、計画図3に示す、次の各号の壁面線を越えて建築してはならない。			—	—
	（１）1号壁面線：道路境界から0.7m、地盤面から高さ10.5mを超える部分は道路	（１）3号壁面線：道路境界から0.5m			

<p>境界から2.0m</p> <p>(2) 2号壁面線：道路境界から0.5m、地盤面から高さ10.5mを超える部分は道路境界から2.0m</p> <p>2 50㎡未満の敷地に建築するものは、前項(1)中の2.0mを0.7mに、前項(2)中の2.0mを0.5mに読み替えて適用する。</p>	
<p>3 1号及び2号壁面線がいずれも定められている敷地で、地区計画の決定告示日(以下「告示日」という。)において100㎡未満の敷地に建築するものは、第1項(2)中の2.0mを0.5mに読み替えて適用する。</p> <p>4 2号壁面線が2辺以上定められている敷地で、告示日において100㎡未満の敷地に建築するものは、第1項(2)中の2.0mを0.5mに読み替えて適用する(長辺方向の1辺に</p>	—

限る。)。
 5 前2項の規定は、告示日以降において、法86条の9第1項第一号及び第二号に掲げる公共事業の施行等による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行等の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積が100㎡未満となるもの及び当該事業の施行等の際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積が100㎡未満となる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合を含む。

壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場

—

—

	<p>合はこの限りでない。</p> <p>(1) 道路面から高さ2.5 m以上の部分に設ける看板又は照明</p> <p>(2) 街路灯、無電柱化に伴う地上機器、その他公益上必要なもの</p>			
	<p>(3) 1号壁面線に面する樹木(告示日以前から存するものに限る。)で通行に配慮したもの</p>	—		
建築物等の高さの最高限度	<p>1 計画図3に示す1号又は2号壁面線に面する敷地の建築物の高さの最高限度は、16 mとする。ただし、幹線街路放射第5号線に面する敷地に建築する場合は、この限りでない。</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8 m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10 mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8 mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8 mを減じたものの0.6倍に20 mを加えたもの以下とする。なお、この規定の制限の緩和に関する措置は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第135条の4第1項第一号及び第二号を準用する。</p>	—	—	19 m
	<p>3 計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地(壁面の位置の制限の第2項から第4項に該当する敷地を除く。)において、以下に示す</p>	<p>3 計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地(壁面の位置の制限の第2項に該当する敷地を除く。)において、以下に示す要件全てに適</p>		

<p>要件全てに適合した 500㎡未満の敷地 に建築するものは 2.2m、500㎡以上 の敷地に建築する ものは2.5mに第1 項の規定を読み替え て適用する。なお、前 項の規定は適用しな い。</p>	<p>合した敷地に建築す るものは1.9mに第 1項の規定を読み替 えて適用する。な お、前項の規定は適 用しない。</p>
---	--

- (1) 計画図3に示す1号壁面線として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域に接して平坦に設ける敷地面積の3%以上の空地(以下「にぎわい空間」という。)を有するもの(天井の各部分の高さ2.5m以上のピロティ等を含む)。
- (2) にぎわい空間の1箇所辺りの大きさは奥行0.8m以上、間口1.5m以上かつ間口は奥行以上とする。
- (3) にぎわい空間は次の各号のいずれかに該当するものとは重複はできない。
- ① 施行令第128条、東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第5条、第17条及び第19条に規定する避難経路
 - ② 店舗、事務所、住宅等の出入口
 - ③ 自動車車庫、駐輪場
- 4 この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中

		の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物の部分に対しては、第1項及び第2項の規定は適用しない。			
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1	建築物等の形態、色彩、意匠は、周辺環境と調和したものとする。			
	2	屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、点滅光源等は使用しない。			
	3	軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができないこととなる敷地の部分に突出する形状としてはならない。ただし、道路面から高さ2.5m以上に設ける開閉可能なひさしについてはこの限りでない。	—		—
	4	門、フェンス、車止め、階段、自動販売機等は、建築物等の高さの最高限度の規定によるにぎわい空間に設置してはならない。ただし、商店街のにぎわいと憩いのある街並みに寄与するもので土地に定着しないもの、防犯上必要な可動式のもので商店街のにぎわいを損なわないもの、公益上必要なものはこの限りでない。	—	—	—
垣又はさくの構造の制限	—				道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はネットフェンス等とし、ネットフェンスの場合は緑化に努める。ただし、高さが0.6m以下の部分及び敷地の形状又は構造上やむを得ないものについてはこの限りでない。

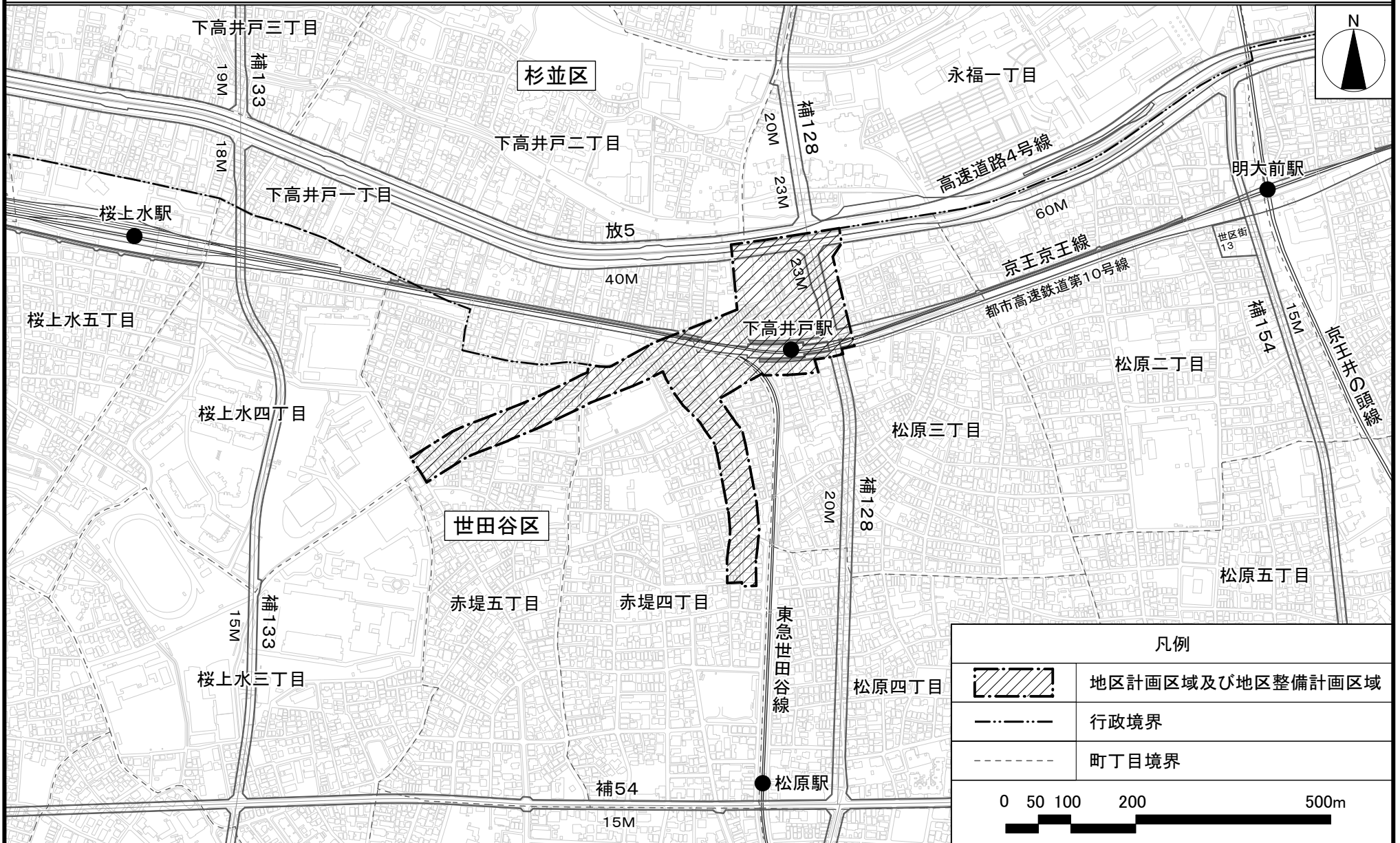
※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由： 京王線連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保及び補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指すため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 位置図

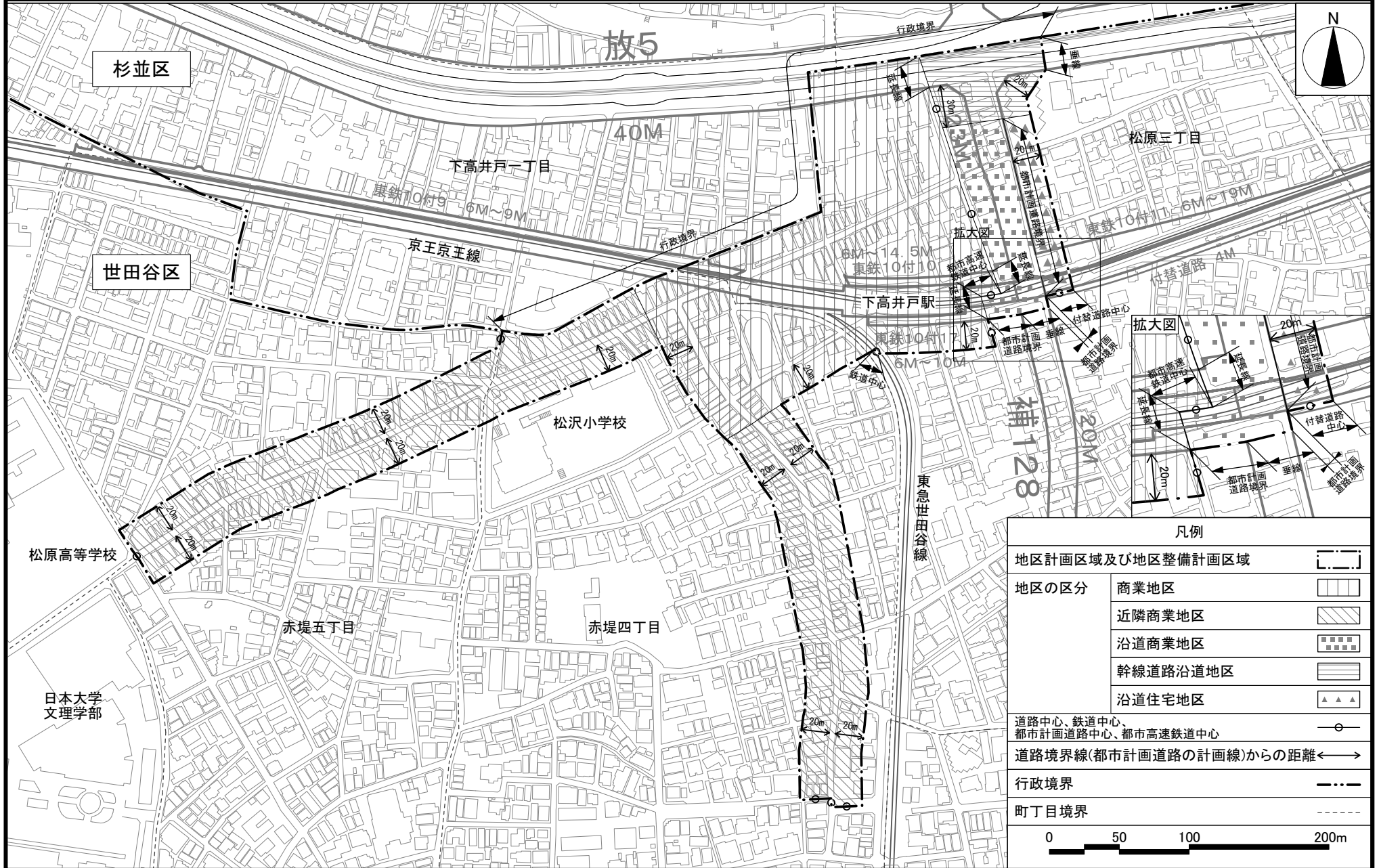
[世田谷区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 計画図 1

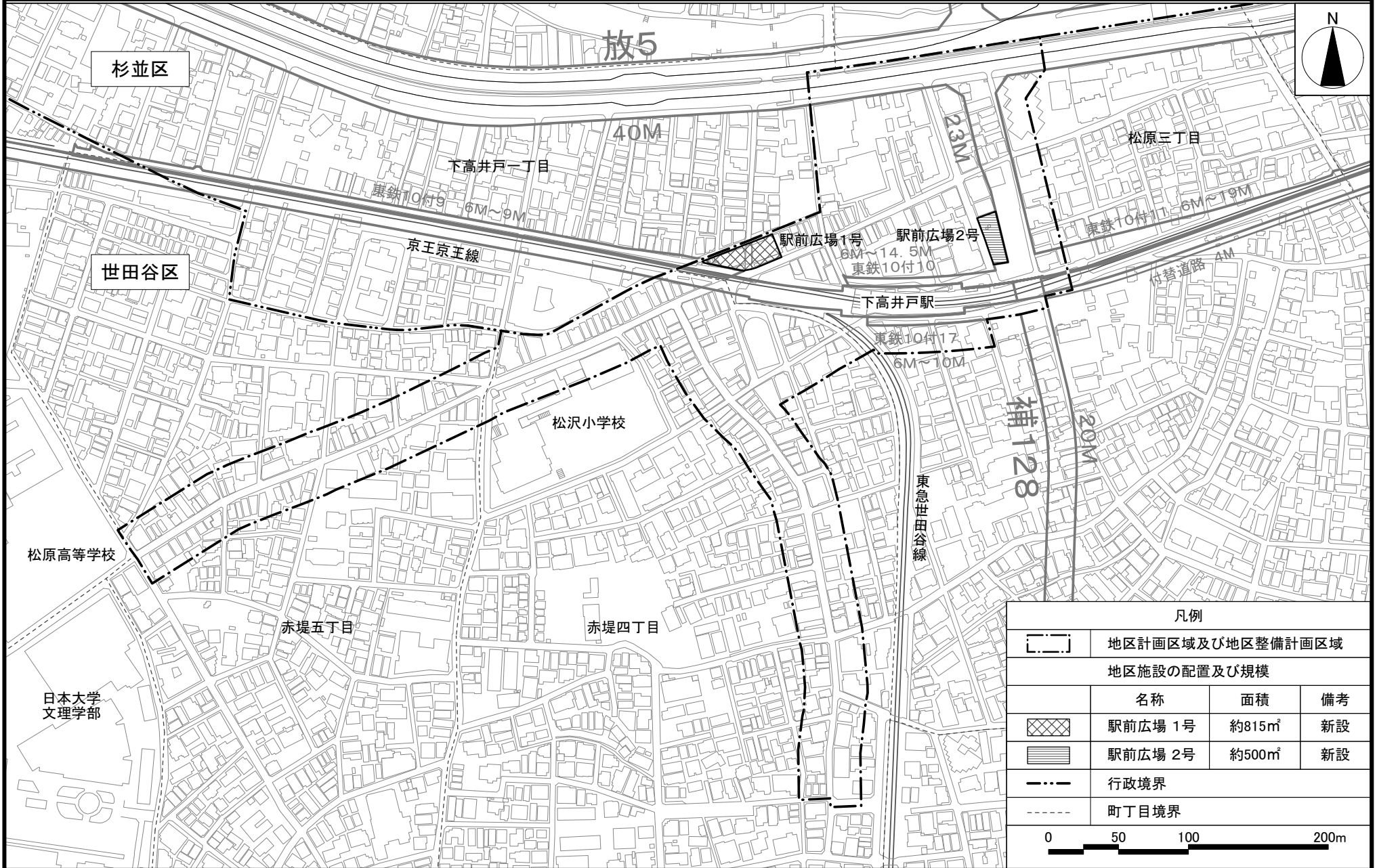
〔世田谷区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 計画図 2

[世田谷区決定]

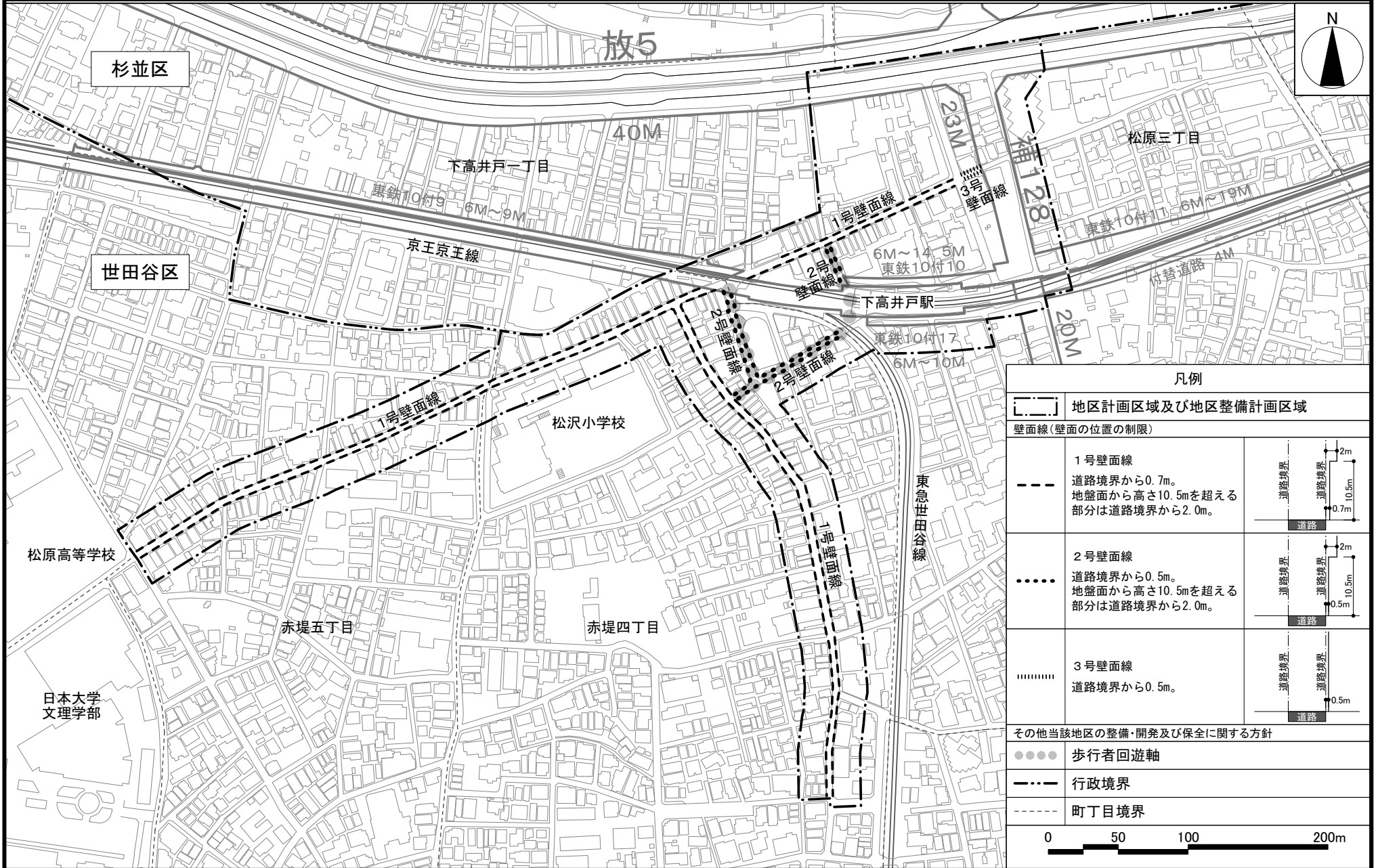


凡例			
	地区計画区域及び地区整備計画区域		
地区施設の配置及び規模			
	名称	面積	備考
	駅前広場 1号	約815㎡	新設
	駅前広場 2号	約500㎡	新設
	行政境界		
	町丁目境界		
0 50 100 200m			

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 計画図 3

[世田谷区決定]



凡例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
壁面線(壁面の位置の制限)	
1号壁面線 道路境界から0.7m。 地盤面から高さ10.5mを超える 部分は道路境界から2.0m。	
2号壁面線 道路境界から0.5m。 地盤面から高さ10.5mを超える 部分は道路境界から2.0m。	
3号壁面線 道路境界から0.5m。	
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	
	歩行者回遊軸
	行政境界
	町丁目境界
0 50 100 200m	

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画（世田谷区分）
（下高井戸駅周辺地区地区計画関連）

2 理由

本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。地区内には、3階建て以下の建物が多く、旧耐震基準の建物も複数残っており、また、6m未満の道路が多いことから、土地利用及び防災面における課題がある。

地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画都市高速鉄道第10号線附属街路第9、10、11及び17号線、東京都市計画幹線街路補助線街路第128号線（令和6年3月事業認可。以下「補助128号線」という。）、駅前広場の整備など、各事業が進められている。

「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するほか、北沢地域のアクションエリアの方針において、京王電鉄京王線の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上を図るなどとしている。

区では、各都市計画事業等の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。さらには、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により、まちの情緒やつながりを大切にして、暮らしやすい未来を創ることを基本理念とした「みんなでつくる明日のしもたかブック」（令和3年7月）がまとめられ、官民連携の下、街づくりに取り組んでいる。

本地区ではこうした特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用

の促進、安全で快適な歩行者空間の確保、補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指すため、面積約7.9ヘクタールの区域について、下高井戸駅周辺地区地区計画を決定するものである。

諮問第429号
令和8年4月10日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂 展人

東京都市計画高度地区の変更について
(下高井戸駅周辺地区) (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画高度地区の変更(下高井戸駅周辺地区)について諮問します。

東京都市計画高度地区の変更（世田谷区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考	
(最高限度)	第1種 高度地区	約 ha 2,883.8	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種 高度地区	約 ha 65.7	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	第3種 高度地区	約 ha 171.6 (178.3)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	15m 第1種 高度地区	約 ha 13.3	1. 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、15メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	16m 第1種 高度地区	約 ha 121.8	1. 建築物の高さは、16メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	16m 第2種 高度地区	約 ha 11.2	1. 建築物の高さは、16メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	

(最高限度)	19 m 第2種 高度地区	約 ha 1,665.0 (1,665.3)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、19メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	25 m 第2種 高度地区	約 ha 151.2 (150.9)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	28 m 第2種 高度地区	約 ha 10.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、28メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	31 m 第2種 高度地区	約 ha 155.0	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	45 m 第2種 高度地区	約 ha 47.1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、45メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。

(最高限度)	25m 第3種 高度地区	約 ha 5.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	28m 第3種 高度地区	約 ha 75.9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、28メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	31m 第3種 高度地区	約 ha 73.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	45m 第3種 高度地区	約 ha 90.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、45メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	小計	約 ha 5,541.7 (5,548.4)	

1 制限の緩和

この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、第2号の規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。

- (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

2 一定の複数建築物に対する制限の特例

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による一団地については、当該一団地を当該1又は2以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす。
- (2) 基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による一定の一団の土地の区域については、当該一定の一団の土地の区域を当該区域内の建築物の一の敷地とみなす。

3 既存不適格建築物等に対する適用の除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

4 一団地の住宅施設等に係る建築物に対する適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの最高限度（以下「絶対高さ制限」という。）に係る規定は適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第3号の規定による高度利用地区に係る建築物
- (2) 法第11条第1項第8号の規定による一団地の住宅施設に係る建築物

5 特定行政庁の許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、斜線型高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で、土地利用上適当と認められるもの
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

6 地区計画等の区域内の建築物の特例

- (1) 法第12条の4第1項の規定により定められた同項各号に掲げる計画の区域のうち、法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）において建築物の高さの最高限度に係る規定（以下「地区計画規定」という。）を有する区域においては、絶対高さ制限に係る規定を当該地区計画規定に読み替えて適用する。ただし、当該地区計画規定において建築物の高さの最高限度の制限が適用されない建築物又は建築物の部分は、この限りでない。
- (2) 本項の規定を告示する日において、既に定められた地区整備計画等に地区計画規定を有する区域においては、第1号の本文の場合において読み替えて適用する絶対高さ制限の上限を、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定めるものとする。

既に地区計画規定を有する区域における絶対高さ制限の上限

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
15m第1種高度地区、16m第1種高度地区	30m
16m第2種高度地区、19m第2種高度地区 25m第2種高度地区、28m第2種高度地区 31m第2種高度地区、45m第2種高度地区 25m第3種高度地区、28m第3種高度地区 31m第3種高度地区、45m第3種高度地区	45m

（最高限度）

7 市街地環境の向上に資する建築物の特例

(1) 周辺環境に対し一定の配慮が図られ、市街地環境の向上に資する建築物（敷地面積が500平方メートル以上の建築物に限る。）であると区長が認めたものに係る絶対高さ制限については、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定める値を上限として、区長が定める値とすることができる。

緩和される建築物の絶対高さ制限の上限（市街地環境 認定）

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
16m第1種高度地区、16m第2種高度地区	19.0m
19m第2種高度地区	25.0m
25m第2種高度地区、25m第3種高度地区	31.0m
28m第2種高度地区、28m第3種高度地区	34.0m
31m第2種高度地区、31m第3種高度地区	37.0m

(2) 周辺環境に対し一定の配慮が図られ、市街地環境の向上に資する建築物（敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物に限る。）であると区長が認めて許可したものに係る絶対高さ制限については、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定める値を上限として、区長が定める値とすることができる。

緩和される建築物の絶対高さ制限の上限（市街地環境 許可）

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
15m第1種高度地区	18.0m
16m第1種高度地区、16m第2種高度地区	22.0m
19m第2種高度地区	28.5m
25m第2種高度地区、25m第3種高度地区	37.5m
28m第2種高度地区、28m第3種高度地区	42.0m
31m第2種高度地区、31m第3種高度地区	45.0m

(3) 第1号及び第2号の規定は、6「地区計画等の区域内の建築物の特例」の規定（第1号ただし書きの規定を除く。）の適用を受ける建築物には適用しない。

(4) 区長は、第2号の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

8 公益上やむを得ない建築物等の特例

公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により環境上支障がない建築物として区長が認めて許可したものは、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、区長は許可するにあたり、あらかじめ学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

9 総合設計許可制度等を活用する建築物の特例

次の各号の一に該当する建築物で区長が認めたものについては、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。

- (1) 基準法第59条の2、第86条第3項及び第4項に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの
- (2) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの

10 絶対高さ制限既存不適格建築物の建替えに関する特例

- (1) 本項の規定を告示する日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち、絶対高さ制限に係る規定に適合しない部分を有する建築物（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）の建替えを行う建築物で、既存の規模の範囲内での建替えであると区長が認めたものについては、絶対高さ制限に限り適用しない。ただし、6「地区計画等の区域内の建築物の特例」の規定（第1号ただし書きの規定を除く。）の適用を受ける建築物は、この限りでない。
- (2) 第1号において、区長の認定を受け建替えを行った建築物で、災害等の発生により特別な措置が必要なものと区長が認めて許可したものについては、絶対高さ制限に限り適用しない。この場合において、区長は許可するにあたり、あらかじめ学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

11 絶対高さ制限に係る経過措置

本項の規定の告示の日以前又は告示の日から起算して5年を超えない日までに建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第1項、第69条第1項、又は第70条第1項に規定する建替え決議に基づく建築物で、区長が認めたものについては、当該建築物に係る絶対高さ制限について、なお従前の例による。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
既決定地区 ・ 世田谷通り地区 ・ 目黒通り地区 (最低限度)	約 ha 42.6	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内的の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が施行令第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの (4) 付属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。） (5) 地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	
小 計	約 ha 42.6		
合 計	約 ha 5,584.3 (5,591.0)		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由： 下高井戸駅周辺地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

(世田谷区分)

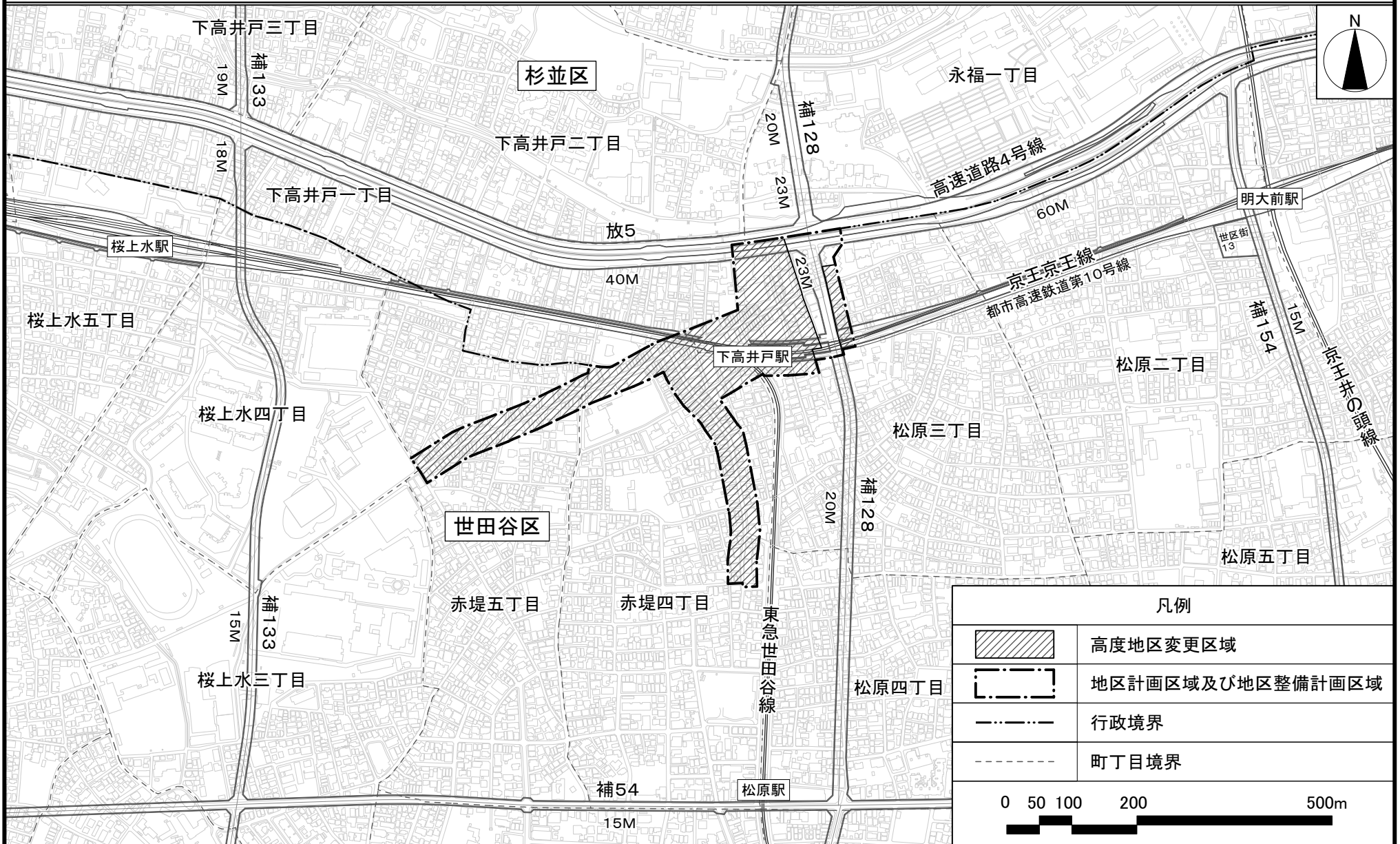
変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内	第3種高度地区	—	約 ha 6.7	
世田谷区松原三丁目地内	1.9m 第2種高度地区	第3種高度地区	約 ha 0.0 (約 150 m ²)	
世田谷区松原三丁目地内	第3種高度地区	2.5m 第2種高度地区	約 ha 0.0 (約 5 m ²)	
世田谷区松原三丁目地内	1.9m 第2種高度地区	2.5m 第2種高度地区	約 ha 0.3	
9 総合設計許可制度等を活用する建築物の特例	(2)マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの	(2)マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの	—	

東京都市計画高度地区 位置図

〔世田谷区決定〕

〔参考〕 東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 位置図

〔世田谷区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

東京都市計画高度地区 計画図

〔世田谷区決定〕

〔参考〕東京都市計画用途地域 計画図

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画高度地区（世田谷区分）
（下高井戸駅周辺地区地区計画関連）

2 理由

本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。地区内には、3階建て以下の建物が多く、旧耐震基準の建物も複数残っており、また、6m未満の道路が多いことから、土地利用及び防災面における課題がある。

地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画都市高速鉄道第10号線附属街路第9、10、11及び17号線、東京都市計画幹線街路補助線街路第128号線（令和6年3月事業認可。以下「補助128号線」という。）、駅前広場の整備など、各事業が進められている。

「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するほか、北沢地域のアクションエリアの方針において、京王電鉄京王線の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上を図るなどとしている。

区では、各都市計画事業等の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。さらには、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により、まちの情緒やつながりを大切にして、暮らしやすい未来を創ることを基本理念とした「みんなで作る明日のしもたかブック」（令和3年7月）がまとめられ、官民連携の下、街づくりに取り組んでいる。

本地区ではこうした特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保、補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある

商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指すため、下高井戸駅周辺地区地区計画を決定することとなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、地区計画で決定する商業地区・近隣商業地区・沿道住宅地区の面積約7.0ヘクタールの区域について、高度地区を変更するものである。

諮問第430号
令和8年4月10日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂 展人

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
(下高井戸駅周辺地区) (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更(下高井戸駅周辺地区)について諮問します。

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（世田谷区決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 ha 342.0 (341.5)	
準 防 火 地 域	約 ha 5,073.5 (5,074.0)	
合 計	約 ha 5,415.5	

変 更 概 要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
世田谷区松原三丁目地内	準防火地域	防火地域	約 ha 0.5	

ト

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

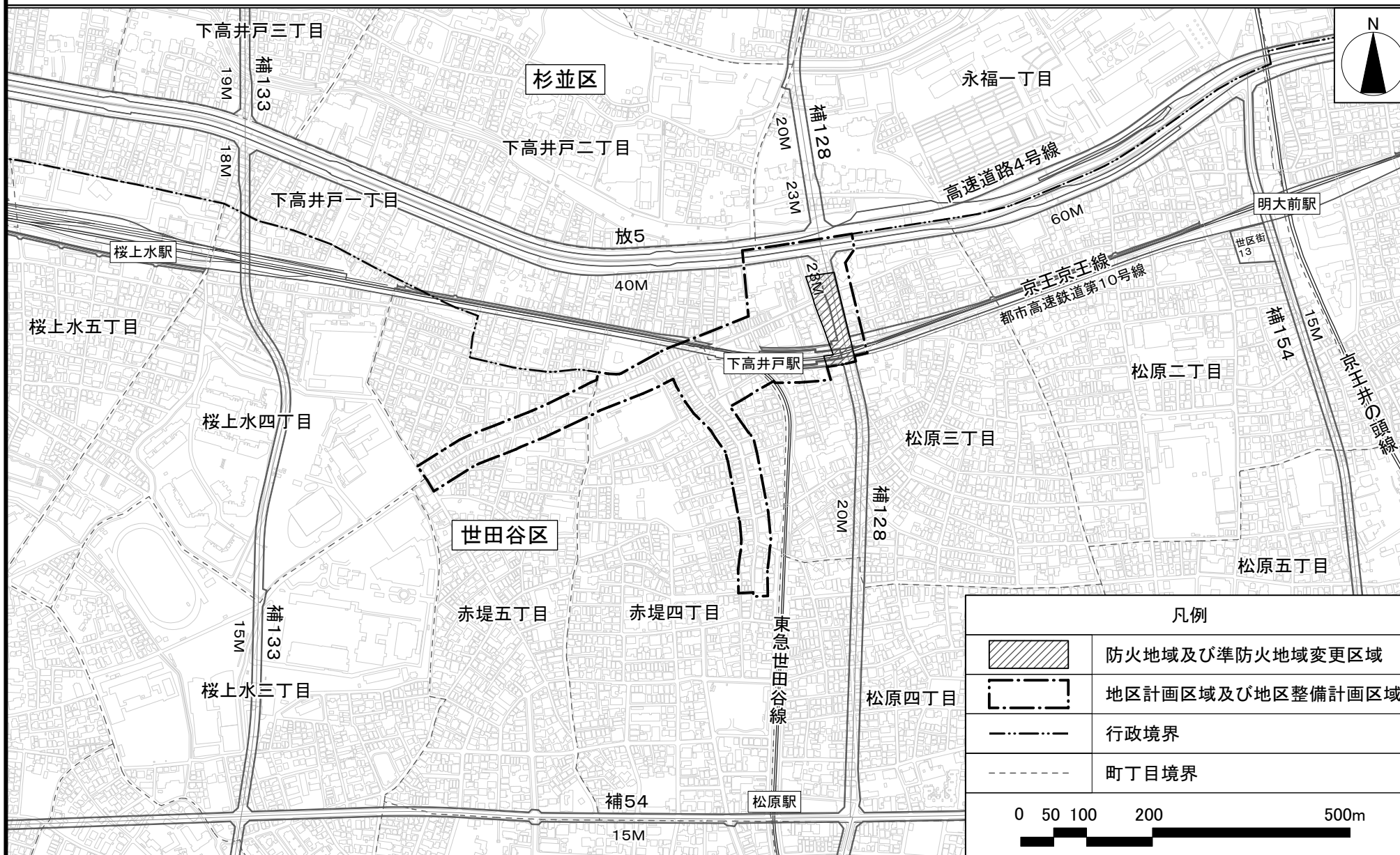
理由： 下高井戸周辺地区地区計画の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

東京都市計画防火地域及び準防火地域 位置図

〔世田谷区決定〕

〔参考〕 東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 位置図

〔世田谷区決定〕



東京都計画防火地域及び準防火地域 計画図

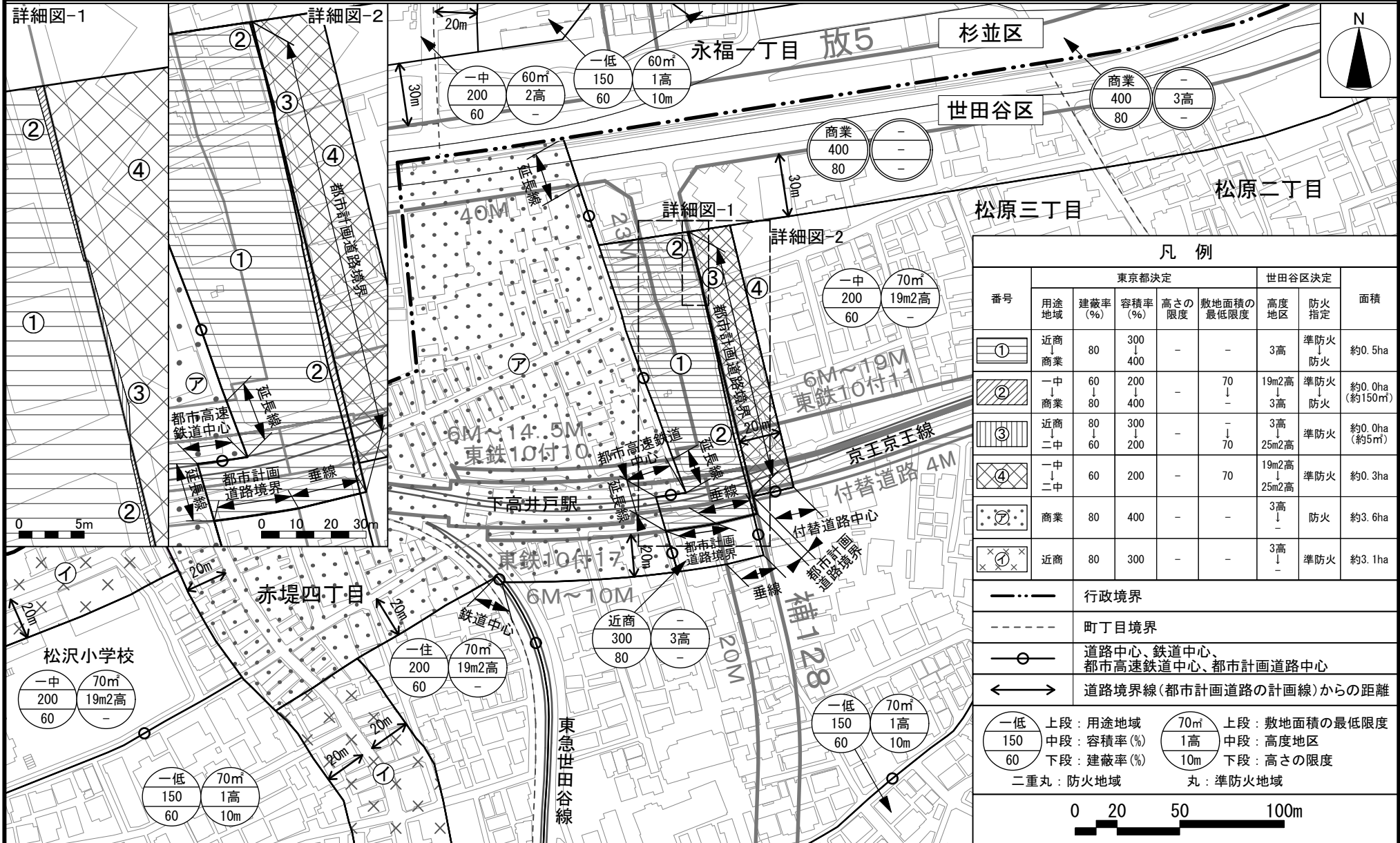
〔世田谷区決定〕

〔参考〕 東京都計画用途地域 計画図

〔東京都決定〕

〔参考〕 東京都計画高度地区 計画図

〔世田谷区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域（世田谷区分）
（下高井戸駅周辺地区地区計画関連）

2 理由

本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。地区内には、3階建て以下の建物が多く、旧耐震基準の建物も複数残っており、また、6m未満の道路が多いことから、土地利用及び防災面における課題がある。

地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画都市高速鉄道第10号線附属街路第9、10、11及び17号線、東京都市計画幹線街路補助線街路第128号線（令和6年3月事業認可。以下「補助128号線」という。）、駅前広場の整備など、各事業が進められている。

「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するほか、北沢地域のアクションエリアの方針において、京王電鉄京王線の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上を図るなどとしている。

区では、各都市計画事業等の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。さらには、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により、まちの情緒やつながりを大切にして、暮らしやすい未来を創ることを基本理念とした「みんなでつくる明日のしもたかブック」（令和3年7月）がまとめられ、官民連携の下、街づくりに取り組んでいる。

本地区ではこうした特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保、補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防

災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指すため、下高井戸駅周辺地区地区計画を決定することとなった。

このような背景を踏まえ、都市防災上の観点から検討した結果、面積約0.5ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域を変更するものである。

諮問第431号
令和8年4月10日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂 展人

東京都市計画用途地域の変更について
(下高井戸駅周辺地区) (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都市計画用途地域の変更(下高井戸駅周辺地区)について、東京都より意見照会がありましたので、別紙のとおり回答することについて諮問します。

(案)

8世都計第 号
令和8年4月 日

東京都知事
小池 百合子 様

世田谷区長
保坂 展人
(公印省略)

東京都市計画用途地域の変更について (回答)

令和8年1月27日付け、7都市政土第1015号で照会のありました標記の件について、異議はありません。

東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(世田谷区分)

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種 低層住居 専用地域	約 3.8 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	256.2	6/10	3/10	-	-	10	0.1
	1,680.3	8/10	4/10	-	100	10	4.5
	235.8	10/10	5/10	-	80	10	29.6
	7.4	15/10	5/10	-	80	10	4.2
	654.0	15/10	6/10	-	70	10	11.5
小計	2,843.9	20/10	6/10	-	70	12	0.1
							50.1
第二種 低層住居 専用地域	約 45.8 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	40.8	15/10	6/10	-	70	12	0.8
	86.6	20/10	6/10	-	70	12	0.7
小計	86.6						1.5
第一種 中高層住居 専用地域	約 5.5 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	7.7	10/10	4/10	-	100	-	0.1
	39.5	10/10	5/10	-	80	-	0.1
	14.3	15/10	5/10	-	80	-	0.7
	7.1	15/10	6/10	-	70	-	0.3
	207.4	20/10	5/10	-	80	-	0.1
	1,077.4	20/10	6/10	-	60	-	3.7
	0.8	20/10	6/10	-	70	-	19.0
	4.8	30/10	6/10	-	60	-	0.0
小計	1,364.5	30/10	6/10	-	70	-	0.1
							24.0
第二種 中高層住居 専用地域	約 17.6 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	133.1	20/10	6/10	-	60	-	0.3
	1.3	20/10	6/10	-	70	-	2.3
	152.0	30/10	6/10	-	60	-	0.0
小計	152.0						2.7
第一種 住居地域	約 131.1 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	359.9	20/10	6/10	-	60	-	2.3
	24.7	20/10	6/10	-	70	-	6.3
	30.7	30/10	6/10	-	60	-	0.4
	546.4	30/10	6/10	-	70	-	0.5
小計	546.4						9.6

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第二種 住居地域	約 45.6 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	2.5	20/10	6/10	-	70	-	0.8
	63.3	30/10	6/10	-	60	-	0.0
	111.4	30/10	6/10	-	70	-	1.1
小計	111.4						2.0
準住居 地域	約 8.3 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	3.1	20/10	6/10	-	70	-	0.1
	55.5	30/10	6/10	-	60	-	0.1
	66.9	30/10	6/10	-	70	-	1.0
小計	66.9						1.2
近隣 商業地域	約 44.9 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	289.3	20/10	8/10	-	-	-	0.8
	11.5	30/10	8/10	-	-	-	5.1
	345.7	40/10	8/10	-	-	-	0.2
小計	345.7						6.1
商業地域	約 4.6 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	21.6	30/10	8/10	-	-	-	0.1
	60.5	40/10	8/10	-	-	-	0.4
	13.0	50/10	8/10	-	-	-	1.1
	99.7	60/10	8/10	-	-	-	0.2
小計	99.7						1.8
準工業 地域	約 4.6 ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	49.1	20/10	6/10	-	60	-	0.1
	2.4	20/10	6/10	-	70	-	0.9
	58.3	30/10	6/10	-	60	-	0.0
		30/10	6/10	-	70	-	0.0
小計	58.3						1.0
工業地域	約 - ha	以下	以下	m	m	m	約 %
小計	-	-	-	-	-	-	-
工業 専用地域	約 - ha	以下	以下	m	m	m	約 %
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
小計	-						
合計	約 5,675.4 ha						%
							100

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由： 下高井戸駅周辺地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。
(世田谷区分)

種 類	容積率	建蔽率	外壁物の後退距離の限度	建築物の敷地の最低限度	建築物の高さの限度	新 旧 対 照 面 積 表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第 一 種 低 層 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	6/10	3/10	-	-	10	3.8	0.1	3.8	0.1	
	8/10	4/10	-	100	10	256.2	4.5	256.2	4.5	
	10/10	5/10	-	80	10	1,680.3	29.6	1,680.3	29.6	
	15/10	5/10	-	80	10	235.8	4.2	235.8	4.2	
	15/10	5/10	-	80	12	7.4	0.1	7.4	0.1	
	15/10	6/10	-	70	10	654.0	11.5	654.0	11.5	
20/10	6/10	-	70	12	6.4	0.1	6.4	0.1		
小 計					2,843.9	50.1	2,843.9	50.1		
第 二 種 低 層 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	15/10	6/10	-	70	12	45.8	0.8	45.8	0.8	
	20/10	6/10	-	70	12	40.8	0.7	40.8	0.7	
小 計					86.6	1.5	86.6	1.5		
第 一 種 中 高 層 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	10/10	4/10	-	100	-	5.5	0.1	5.5	0.1	
	10/10	5/10	-	80	-	7.7	0.1	7.7	0.1	
	15/10	5/10	-	80	-	39.5	0.7	39.5	0.7	
	15/10	6/10	-	70	-	14.3	0.3	14.3	0.3	
	20/10	5/10	-	80	-	7.1	0.1	7.1	0.1	
	20/10	6/10	-	60	-	207.4	3.7	207.4	3.7	
	20/10	6/10	-	70	-	(1,077.4)	(19.0)	(1,077.7)	(19.0)	△0.3
	30/10	6/10	-	60	-	0.8	0.0	0.8	0.0	
	30/10	6/10	-	70	-	4.8	0.1	4.8	0.1	
小 計					(1,364.5)	(24.0)	(1,364.8)	(24.0)	△0.3	
第 二 種 中 高 層 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	17.6	0.3	17.6	0.3	
	20/10	6/10	-	70	-	(133.1)	(2.3)	(132.8)	(2.3)	0.3
小 計					1.3	0.0	1.3	0.0		
小 計					(152.0)	(2.7)	(151.7)	(2.7)	0.3	
第 一 種 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	131.1	2.3	131.1	2.3	
	20/10	6/10	-	70	-	359.9	6.3	359.9	6.3	
	30/10	6/10	-	60	-	24.7	0.4	24.7	0.4	
	30/10	6/10	-	70	-	30.7	0.5	30.7	0.5	
小 計					546.4	9.6	546.4	9.6		

種 類	容積率	建蔽率	外壁物の後退距離の限度	建築物の敷地の最低限度	建築物の高さの限度	新 旧 対 照 面 積 表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第 二 種 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	70	-	45.6	0.8	45.6	0.8	
	30/10	6/10	-	60	-	2.5	0.0	2.5	0.0	
小 計					63.3	1.1	63.3	1.1		
小 計					111.4	2.0	111.4	2.0		
準 住 居 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	70	-	8.3	0.1	8.3	0.1	
	30/10	6/10	-	60	-	3.1	0.1	3.1	0.1	
	30/10	6/10	-	70	-	55.5	1.0	55.5	1.0	
小 計					66.9	1.2	66.9	1.2		
近 隣 商 業 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	-	-	-	44.9	0.8	44.9	0.8	
	30/10	8/10	-	-	-	(289.3)	(5.1)	(289.8)	(5.1)	△0.5
	40/10	8/10	-	-	-	11.5	0.2	11.5	0.2	
小 計					(345.7)	(6.1)	(346.2)	(6.1)	△0.5	
商 業 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	30/10	8/10	-	-	-	4.6	0.1	4.6	0.1	
	40/10	8/10	-	-	-	(21.6)	(0.4)	(21.1)	(0.4)	0.5
	50/10	8/10	-	-	-	60.5	1.1	60.5	1.1	
	60/10	8/10	-	-	-	13.0	0.2	13.0	0.2	
小 計					(99.7)	(1.8)	(99.2)	(1.7)	0.5	
準 工 業 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	4.6	0.1	4.6	0.1	
	20/10	6/10	-	70	-	49.1	0.9	49.1	0.9	
	30/10	6/10	-	60	-	2.4	0.0	2.4	0.0	
	30/10	6/10	-	70	-	2.2	0.0	2.2	0.0	
小 計					58.3	1.0	58.3	1.0		
工 業 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
工 業 地 域 小 計	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計										
合 計						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
						5,675.4	100	5,675.4	100	

変更概要

(世田谷区分)

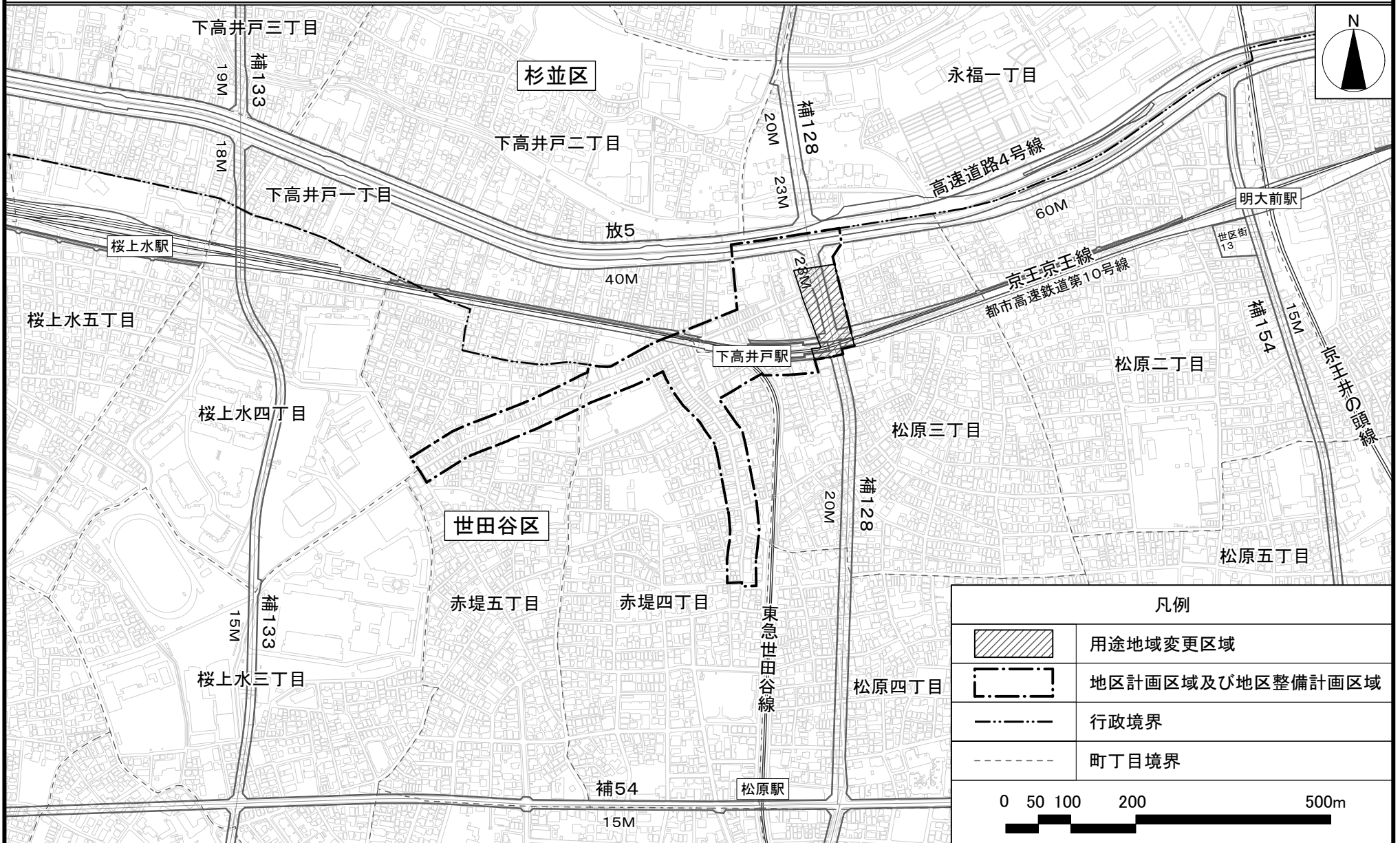
変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
世田谷区松原三丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	商業地域 建蔽率 80% 容積率 400%	約 0.5ha	用途及び容積率の変更
世田谷区松原三丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	商業地域 建蔽率 80% 容積率 400% 敷地面積の最低限度 -㎡	約 0.0ha (約 150㎡)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに敷地面積の最低限度の廃止
世田谷区松原三丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 -㎡	第二種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	約 0.0ha (約 5㎡)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに敷地面積の最低限度の追加
世田谷区松原三丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	第二種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	約 0.3ha	用途地域の変更

東京都市計画用途地域 位置図

〔東京都決定〕

〔参考〕 東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画 位置図

〔世田谷区決定〕



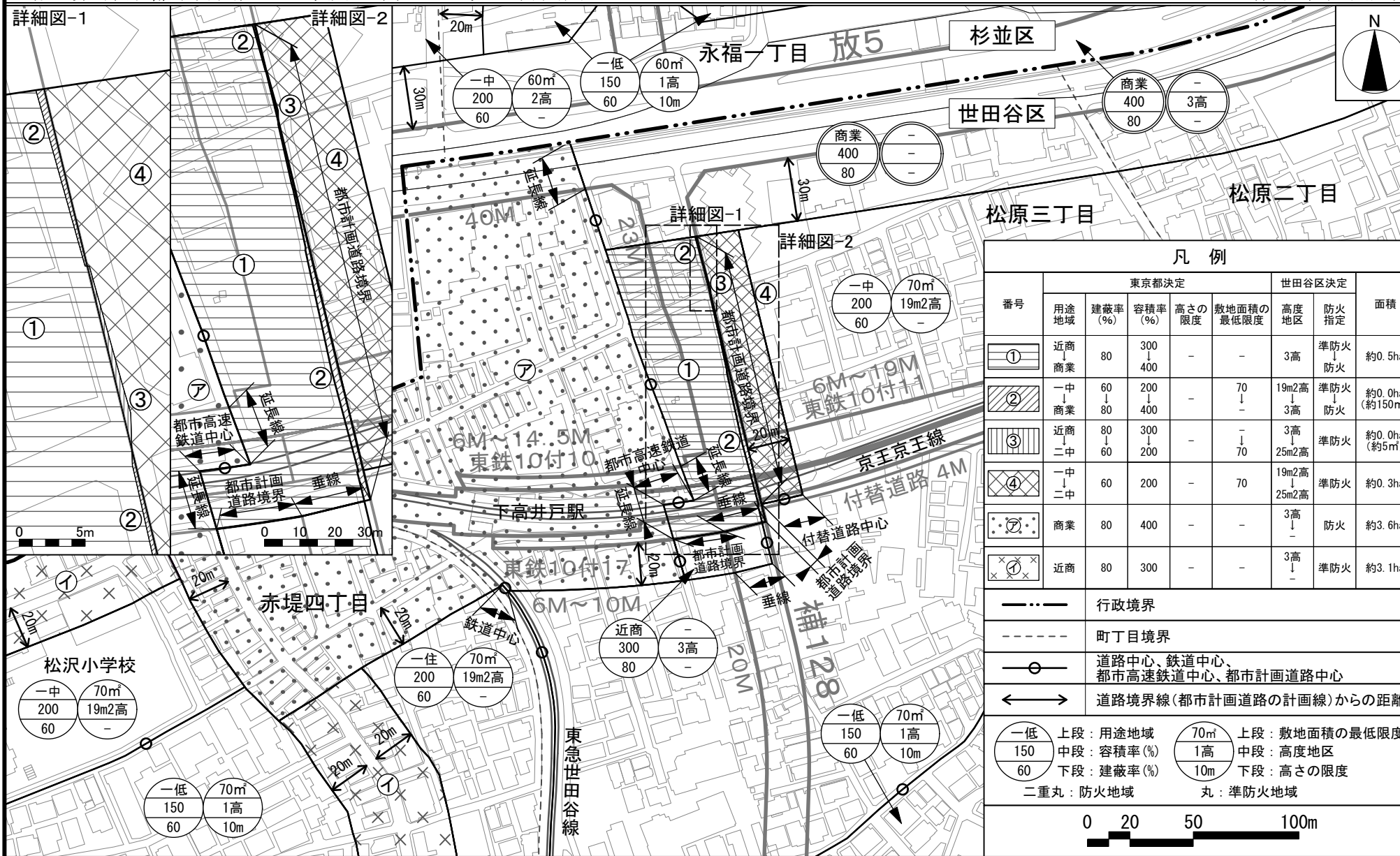
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

東京都計画用途地域 計画図

〔東京都決定〕

〔参考〕 東京都計画高度地区 計画図
 〔参考〕 東京都計画防火地域及び準防火地域 計画図

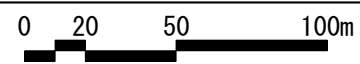
〔世田谷区決定〕
 〔世田谷区決定〕



番号	東京都決定				世田谷区決定		面積	
	用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高さの限度	敷地面積の最低限度	高度地区		防火指定
①	近商 商業	80 400	300 400	-	-	3高	準防火 防火	約0.5ha
②	一中 商業	60 80	200 400	-	70 -	19m2高 3高	準防火 防火	約0.0ha (約150m ²)
③	近商 二中	80 60	300 200	-	70 -	3高 25m2高	準防火	約0.0ha (約5m ²)
④	一中 二中	60	200	-	70	19m2高 25m2高	準防火	約0.3ha
ⓐ	商業	80	400	-	-	3高 -	防火	約3.6ha
ⓑ	近商	80	300	-	-	3高 -	準防火	約3.1ha

- — — 行政境界
- - - - 町丁目境界
- 道路中心、鉄道中心、都市高速鉄道中心、都市計画道路中心
- ↔ 道路境界線(都市計画道路の計画線)からの距離

一低 上段：用途地域 70m 上段：敷地面積の最低限度
 150 中段：容積率(%) 1高 中段：高度地区
 60 下段：建蔽率(%) 10m 下段：高さの限度
 二重丸：防火地域 丸：準防火地域



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第112号 令和7年8月18日 (承認番号) 7都市基街都第118号 令和7年6月20日 (承認番号) 7都市基交都第29号 令和7年6月30日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画用途地域（世田谷区分）
（下高井戸駅周辺地区地区計画関連）

2 理由

本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。地区内には、3階建て以下の建物が多く、旧耐震基準の建物も複数残っており、また、6m未満の道路が多いことから、土地利用及び防災面における課題がある。

地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画都市高速鉄道第10号線附属街路第9、10、11及び17号線、東京都市計画幹線街路補助線街路第128号線（令和6年3月事業認可。以下「補助128号線」という。）、駅前広場の整備など、各事業が進められている。

「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するほか、北沢地域のアクションエリアの方針において、京王電鉄京王線の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備に伴う土地利用の変化に対応し、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上を図るなどとしている。

区では、各都市計画事業等の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。さらには、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により、まちの情緒やつながりを大切に、暮らしやすい未来を創ることを基本理念とした「みんなでつくる明日のしもたかブック」（令和3年7月）がまとめられ、官民連携の下、街づくりに取り組んでいる。

本地区ではこうした特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保、補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防

災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指すため、下高井戸駅周辺地区地区計画を決定することとなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、面積約0.8ヘクタールの区域について、用途地域を変更するものである。

東京都市計画地区計画の決定（下高井戸駅周辺地区）、東京都市計画高度地区の変更（下高井戸駅周辺地区）、東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（下高井戸駅周辺地区）及び東京都市計画用途地域の変更（下高井戸駅周辺地区）について

1 主旨

本地区は、京王電鉄京王線及び東急電鉄世田谷線下高井戸駅を核として商店街が形成されており、その周辺には閑静な住宅地が広がっている。

地区内では、東京都市計画都市高速鉄道第10号線（京王電鉄京王線）の連続立体交差事業、東京都市計画道路補助第128号線（以下「補助128号線」という。）並びに駅前広場の整備など、各事業が進められている。

「世田谷区都市整備方針」（令和7年7月）では、本地区について「地域生活拠点」として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するなどとしている。また、駅周辺の各都市計画事業の整備に伴う街の変化に対応するため、本地区の周辺を含む区域において、世田谷区街づくり条例に基づく「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」（平成26年1月）を策定している。

区では、令和5年6月より街づくり懇談会等を計9回開催し、地区住民等と意見交換を重ね、地区特性や状況を踏まえた街づくりの検討を進めてきた。

このたび、都市計画法第17条第1項に基づく公告・縦覧を終えたので「下高井戸駅周辺地区地区計画」及び関連する都市計画の変更について諮問する。

また、東京都決定である用途地域の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都より受けた意見照会に対し、別紙のとおり回答することについて諮問する。

2 対象地区



3 これまでの経緯

平成26年	1月	「下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画」策定
令和3年	7月	下高井戸駅周辺地区街づくり協議会により「みんなでつくる明日のしもたかブック」作成
令和4年	8～9月	地区計画策定に関するアンケート調査実施
令和5年	6月	第1回街づくり懇談会開催（杉並区と合同開催、以下同じ。）
令和6年	3月	補助128号線都市計画事業認可
令和7年	2月	下高井戸駅周辺の街づくりに関する活動報告会開催（1回目）
	5月	下高井戸駅周辺の街づくりに関する活動報告会開催（2回目）
	8月	第7回街づくり懇談会開催
	10月	地区計画（素案）説明会開催
令和8年	11月	都市計画審議会（16条予告）
	1月	都市計画法第16条による地区計画（原案）の公告・縦覧及び説明会開催
	2月	都市計画審議会（16条報告・17条予告）
		都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に基づく、東京都から世田谷区への意見照会
		都市計画法第17条による地区計画等（案）の公告・縦覧

4 地区計画（案）について

- (1) 名称 下高井戸駅周辺地区地区計画
- (2) 位置 世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目、五丁目各地内
- (3) 面積 約7.9ha
- (4) 目標

地区の特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用の促進、安全で快適な歩行者空間の確保及び補助128号線の整備に合わせた延焼遮断帯の形成などにより駅周辺の回遊性や防災性の向上を図ることで、周辺住宅地に配慮したにぎわいある商業環境の創出と良好な市街地の形成を目指す。

(5) 地区整備計画

- ①地区施設：駅前広場1号（約815㎡）、駅前広場2号（約500㎡）
- ②建築物等に関する事項：用途の制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限

5 関連する都市計画の変更

- (1) 高度地区の変更〔世田谷区決定〕
- (2) 防火地域・準防火地域の変更〔世田谷区決定〕
- (3) 用途地域の変更〔東京都決定〕

6 都市計画（案）〔世田谷区決定〕に対する縦覧・意見書について

- (1) 縦覧及び意見書提出期間 令和8年2月18日～令和8年3月4日

(2) 意見書の提出

- ①地区計画（案） 3通（3名）
- ②高度地区の変更（案） なし
- ③防火地域及び準防火地域の変更（案） なし

(3) 主な意見

①地区計画（案）

- ・地域懇談会の意見を反映しなければならない法的根拠がある場合は、それを示すこと。
- ・都市計画法第16条に基づき提出した意見を反映できない理由及び法的根拠を示すこと。
- ・都市計画審議会の中で不公平かつ不平等なプロセスについて改めて説明し、都市計画法の手続きを中止すること。
- ・改めて都市計画審議員には事前にこの不公平かつ不平等な対応について説明をして、冷静かつ公平公正な法17条に基づく審議をしていただくこと。
- ・壁面後退に関する規制は撤廃するか、もしくは、後退距離70cmではなく30cmとすること。
- ・壁面後退部分の整備を土地所有者が費用負担するのは、明らかに憲法第二十九条第3項に反する。整備費に関わる世田谷区の補助制度を確立し、土地所有者など自らが一切費用負担しないようにすること。
- ・新設される駅前広場1号、2号が東西に分かれている点は人の流れが分散され、良い印象を受けたが、双方ともに線路に対して北側に偏っている点が気になる。南側の生活利便性向上も検討いただきたい。

7 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------|---|
| 令和 8年 4月 | 都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に基づく、東京都からの意見照会への回答 |
| 5月 | 東京都都市計画審議会付議（東京都都市計画用途地域の変更） |
| 6月 | 都市計画決定・告示 |

意見書の要旨

東京都市計画地区計画下高井戸駅周辺地区地区計画、東京都市計画高度地区並びに東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の案を、令和8年2月18日から令和8年3月4日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第17条第2項及び同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、同2週間意見書の受付を行ったところ、3通（3名）の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画地区計画 下高井戸駅周辺地区地区計画	<p>1. 地区計画に関する意見</p> <p>1-1. 計画策定プロセス等に関するもの</p> <p>(1) 地域懇談会の意見を反映しなければならない法的根拠はないはずであるが、ある場合は都市計画法などの法令根拠を示すこと。</p> <p>(2) 都市計画法第16条に基づき提出した意見を反映できない理由及び法的根拠を示すこと。</p> <p>(3) 都市計画審議会の中でこの不公平かつ不平等なプロセスについて改めて説明し、都市計画法の手続きを中止すること。</p> <p>(4) 改めて都市計画審議員には事前にこの不公平かつ不平等な対応について説明をして、冷静かつ公平公正な法17条に基づく審議をしていただくこと。</p> <p>(5) 利害関係者全員の話し合いで策定された本計画案でないことを世田谷区は認め、都市計画審議会に対し改めて非を認める説明をすること。</p>	<p>1. 地区計画に関する意見</p> <p>1-1. 計画策定プロセス等に関するもの</p> <p>本地区計画につきましては、令和5年6月以降、計9回にわたり街づくり懇談会等を開催し、地区住民等の皆様からご意見を伺いながら、地区の特性及び現状を踏まえた検討を実施してまいりました。なお、地区計画の策定にあたり、地域懇談会での意見を必ず計画内容に反映することを求める法的な規定はございません。</p> <p>また、都市計画法第16条第2項では、「都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする」と規定されておりますが、本規定は、案の作成にあたり意見を求める手続きを義務付けるものであり、提出いただいた意見の内容を必ず反映することを求める趣旨のものではございません。</p> <p>以上を踏まえ、これまで検討を重ねてきた地区計画案につきましては、地区の将来像の実現および地区目標の達</p>

	<p>1-2. 壁面後退に関するもの</p> <p>(1) 壁面後退を認めることができないとするもの</p> <p>①壁面後退に関する規制は撤廃するか、もしくは、後退距離70cmではなく30cmとすること。</p> <p>②壁面後退（セットバック70cm）に関しては、数字の法的根拠・科学的根拠が存在しない。壁面後退することにより1階店舗の売り場面積が削減されてしまうため、今後の商売に影響があり生活に支障をきたす。よって、後退を再考し撤廃するか、または概ね30cmとすること。</p>	<p>成に不可欠な内容であると認識しております。</p> <p>なお、令和7年10月及び令和8年1月に開催した都市計画審議会におきまして、一部地権者の方々に対し懇談会等の案内が行き届いていなかった件について説明を行っております。</p> <p>1-2. 壁面後退に関するもの</p> <p>(1) 壁面後退を認めることができないとするもの</p> <p>本地区区計画につきましては、地域からの要望を受け、区民街づくり協定に登録されている「しもたかブック」に示された将来像の実現及び地域課題の解決や統一感のある街並み形成を目的として、街並み誘導型地区計画の策定検討を進めてまいりました。</p> <p>街並み誘導型地区計画において、壁面の位置の制限は、建築物の形態を適切に誘導するとともに、有効な空間を確保するために重要な要素であり、特に道路側の壁面位置については、連続的な空間の形成を図る観点から、必ず定める必要があります。</p> <p>安全な歩行空間を確保するためには幅員を広く確保することが望ましい一方、地権者の負担との調整も重要となることから、懇談会において街歩きや意見交換を行いながら検討を重ねてまいりました。</p> <p>これらの検討結果に加え、地区計画の目的の一つである「合理的な土地利用の促進」の観点も踏まえ、道路側の壁面後退距離については70cmと定めることといたしました。</p>
--	---	---

<p>(2) 壁面後退の整備等に関するもの</p> <p>①壁面後退部分に関しては歩道状の形態となるような整備を土地所有者など自ら費用負担しなければならない。これは明らかに憲法第二十九条第3項に反する。よって、整備費に関わる世田谷区の補助制度を確立し、土地所有者など自らが一切費用負担しないようにすること。</p> <p>1-3. 地区施設の整備の方針に関するもの</p> <p>(1) 新設される駅前広場1号、2号が東西に分かれている点は人の流れが分散され、良い印象を受けたが、双方ともに線路に対して北側に偏っている点が気になる。南側の生活利便性向上も検討いただきたい。</p>	<p>(2) 壁面後退の整備等に関するもの</p> <p>街並み誘導型地区計画は、都市計画法に基づく制度であり、地区計画で定める壁面後退については、特定の方に対して特別の犠牲を課する場合には該当しないと考えております。</p> <p>また、他地区の地区計画と比較しても、過度に厳しい制限内容ではないことから、憲法第29条第3項に定める「正当な補償」を要するケースには当たらないものと認識しております。さらに、街並み誘導型地区計画では、壁面の位置や建築物の高さの最高限度などの建築制限を受ける一方、建築基準法の一部制限の緩和により、土地の有効利用の促進や良好な街並みの形成を図ることが可能となります。このような地区計画の制度趣旨から、整備費に関わる助成制度を設ける予定はございません。</p> <p>1-3. 地区施設の整備の方針に関するもの</p> <p>地区施設として定める駅前広場のうち、駅前広場1号は歩行者を主体とした「歩行系広場」として位置付け、歩行者が憩い、交流できる滞留空間の創出を図ることを整備方針としております。</p> <p>一方、駅前広場2号は「交通系広場」として、タクシーや鉄道利用者の乗降や乗換えを円滑にし、交通結節点としての機能を強化することを整備方針としております。この広場は、駅と補助128号線を結ぶ交通の要衝として位置付けられています。</p> <p>また、「その他該当地区の整備、開</p>
--	--

	<p>2. その他の意見</p> <p>(1) 歩行者の安全、安心確保のため、自動車、自転車の路駐対策を十分検討され、車回しの車線、タクシー、緊急車両の車線、駐車場、駐輪場の設置の工夫を最大限検討いただきたい。</p> <p>(2) 駅前広場2号から京王線改札口までのエレベーターなどのアクセスの利便性も併せて検討いただきたい。</p>	<p>発及び保全に関する方針」において、京王線の高架化に合わせ、駅の南北をつなぐ歩行者回遊軸を定めております。これにより、駅周辺の回遊性と利便性の向上を図ります。さらに、1階部分への店舗の設置を促すことや、壁面後退による歩行者空間の確保を通じて、南北それぞれの駅周辺ににぎわいと連続性のある商業空間を創り出すことを目指しております。</p> <p>2. その他の意見</p> <p>歩行者の安全・安心確保に向けた路上駐車対策や車両動線、駐車・駐輪施設の整備に関するご意見につきまして、重要な視点として受け止めております。ご指摘の内容には、関係部署との調整が必要となるものも含まれますが、いただいたご意見は共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>駅前広場2号から下高井戸駅までについては、歩行者などの動線を考慮し、都市高速鉄道第10号線附属街路10号線（幅員6m～14.5m）の整備が計画されております。また、京王線改札口までのエレベーター等の整備は駅構内に関わるため、鉄道事業者が中心となって検討すべき事項ですが、いただいたご意見は関係機関へお伝えし、情報共有を図ってまいります。</p>
--	--	---